

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年5月3日 10時00分ごろ
発生場所	新潟県新潟港東区 新潟港東区東3号シーバース灯から真方位162° 1.6海里付近 (概位 北緯37° 58.6′ 東経139° 14.1′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年5月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.45m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、操縦者が右舷船尾部に座って船外機を操作し、同乗者1人が船首部に座り、乾舷が約0.25mとなった状態で、釣りを終えて係留地に向け、南進していた。</p> <p>本船は、風浪が時折船内に打ち込んで海水が滞留し始め、同乗者がバケツ等で排水作業を行っていたので、操縦者がそのまま航行を続けていたところ、南西風がしだいに強くなり、右舷方から波高約0.5mの波が舷縁を越え、海水が流入して水船状態となった後、左舷側に大傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、海中に投げ出され、操縦者が防水パックに入れていた携帯電話で118番通報を行った後、海上保安庁から救助要請を受けて来援した漁船により救助された。</p> <p>国土交通省海事局が発行したミニボートの利用者向けの安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれば、ミニボートが安全に航行できる波の範囲は、乾舷の高さの半分以下である波高0.2m程度まで、風速では4m/s以下が目安とされている。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、ベスト型の救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、南西風がしだいに強まる状況下、風浪が船内に打ち込み、海水が船内に滞留し始めた後、操縦者が航行を続けたことから、右舷方から乾舷を越える波高約0.5mの波を受け、海水が船内に流入し

	て水船状態となった後、左舷側に大傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南西風がしだいに強まる状況下、風浪が船内に打ち込み、海水が船内に滞留し始めた後、操縦者が航行を続けたため、右舷方から乾舷を越える波高約0.5mの波を受け、海水が船内に流入して水船状態となった後、左舷側に大傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、ミニボートの乾舷が小さく、風浪の影響を受けやすいので、船内に海水が滞留し始めた場合は、速やかに最寄りの海岸などに避難すること。